審 第 3 7 1 号 答 申 第 4 7 2 号 平成 2 9 年 5 月 2 5 日

千葉県教育委員会教育長 内藤 敏也 様

千葉県情報公開審査会 委員長 荘 司 久 雄

異議申立てに対する決定について (答申)

平成27年12月28日付け教総第959号-1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第618号

平成27年12月3日付けで異議申立人から提起された、次に掲げる行政文書不開示決定 に係る異議申立てに対する決定について

- 1 平成27年11月26日付け船橋第822号で行った行政文書不開示決定
- 2 平成27年11月26日付け薬園台第316号で行った行政文書不開示決定
- 3 平成27年11月26日付け船東第357号で行った行政文書不開示決定
- 4 平成27年11月26日付け船啓第285号で行った行政文書不開示決定
- 5 平成27年11月26日付け船芝第277号で行った行政文書不開示決定
- 6 平成27年11月26日付け船二第330号で行った行政文書不開示決定
- 7 平成27年11月26日付け船古第269号で行った行政文書不開示決定
- 8 平成27年11月26日付け船法第340号で行った行政文書不開示決定
- 9 平成27年11月26日付け船豊第276号で行った行政文書不開示決定
- 10 平成27年11月26日付け船北第261号で行った行政文書不開示決定
- 11 平成27年11月27日付け鎌ヶ谷第208号で行った行政文書不開示決定
- 12 平成27年11月27日付け鎌西第200号で行った行政文書不開示決定
- 13 平成27年11月27日付け浦安第297号で行った行政文書不開示決定
- 14 平成27年11月27日付け浦南第339号で行った行政文書不開示決定

答申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会(以下「実施機関」という。)の決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

異議申立人は、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号。平成28年 千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。)第5条に基づき、 実施機関に対し、平成27年10月27日付けで下記2(1)を請求内容とする行政 文書開示請求(以下「本件請求1」という。)、同月28日付けで下記2(2)を請求 内容とする行政文書開示請求(以下「本件請求2」という。)及び同日付けで下記2(3) を請求内容とする行政文書開示請求(以下本件請求1及び2と併せて「本件請求」と いう。)を行った。

2 請求内容

- (1)「千葉県船橋市内に在る千葉県立各公立高等学校(以下「各公立高校」という。) が作成し、千葉県教育庁に発出した下記調査統計資料(上、各公立高校保有分。) 『平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(以下 「本件調査」という。)』に係る調査統計資料」
- (2)「千葉県鎌ヶ谷市内に在る各公立高校が作成し、千葉県教育庁に発出した下記調査 統計資料(上、各公立高校保有分。)

『本件調査』に係る調査統計資料」

(3)「千葉県浦安市内に在る各公立高校が作成し、千葉県教育庁に発出した下記調査 統計資料(上、各公立高校保有分。)

『本件調査』に係る調査統計資料』

3 特定した対象文書

各担当所は、(1)から(14)の文書(以下併せて「本件対象文書」という。)を それぞれ対象文書として特定した。

- (1) 千葉県立船橋高等学校が担当所として特定した対象文書 「本件調査調査票」
- (2) 千葉県立薬園台高等学校が担当所として特定した対象文書 「本件調査調査票」
- (3) 千葉県立船橋東高等学校が担当所として特定した対象文書 「本件調査調査票」
- (4) 千葉県立船橋啓明高等学校が担当所として特定した対象文書 「本件調査調査票」
- (5) 千葉県立船橋芝山高等学校が担当所として特定した対象文書 「本件調査調査票」
- (6) 千葉県立船橋二和高等学校が担当所として特定した対象文書 「本件調査調査票」
- (7) 千葉県立船橋古和釜高等学校が担当所として特定した対象文書 「本件調査調査票」
- (8) 千葉県立船橋法典高等学校が担当所として特定した対象文書 「本件調査調査票」
- (9) 千葉県立船橋豊富高等学校が担当所として特定した対象文書 「本件調査調査票」
- (10) 千葉県立船橋北高等学校が担当所として特定した対象文書 「本件調査調査票」
- (11) 千葉県立鎌ヶ谷高等学校が担当所として特定した対象文書 「本件調査調査票」
- (12) 千葉県立鎌ヶ谷西高等学校が担当所として特定した対象文書 「本件調査調査票」
- (13) 千葉県立浦安高等学校が担当所として特定した対象文書 「本件調査調査票」
- (14) 千葉県立浦安南高等学校が担当所として特定した対象文書 「本件調査調査票」

4 実施機関による決定

各担当所は、本件請求に対して下記のとおり行政文書不開示決定(以下併せて「本件決定」という。)を行った。

- (1) 平成27年11月26日付け船橋第822号で行った行政文書不開示決定
- (2) 平成27年11月26日付け薬園台第316号で行った行政文書不開示決定
- (3) 平成27年11月26日付け船東第357号で行った行政文書不開示決定
- (4) 平成27年11月26日付け船啓第285号で行った行政文書不開示決定
- (5) 平成27年11月26日付け船芝第277号で行った行政文書不開示決定
- (6) 平成27年11月26日付け船二第330号で行った行政文書不開示決定
- (7) 平成27年11月26日付け船古第269号で行った行政文書不開示決定
- (8) 平成27年11月26日付け船法第340号で行った行政文書不開示決定
- (9) 平成27年11月26日付け船豊第276号で行った行政文書不開示決定
- (10) 平成27年11月26日付け船北第261号で行った行政文書不開示決定
- (11) 平成27年11月27日付け鎌ヶ谷第208号で行った行政文書不開示決定
- (12) 平成27年11月27日付け鎌西第200号で行った行政文書不開示決定
- (13) 平成27年11月27日付け浦安第297号で行った行政文書不開示決定
- (14) 平成27年11月27日付け浦南第339号で行った行政文書不開示決定

5 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服として、平成27年12月3日付けで下記のとおり 異議申立てを行った。

- (1) 平成27年11月26日付け船橋第822号で行った行政文書不開示決定に対する異議申立て
- (2) 平成27年11月26日付け薬園台第316号で行った行政文書不開示決定に対する異議申立て
- (3) 平成27年11月26日付け船東第357号で行った行政文書不開示決定に対する異議申立て
- (4) 平成27年11月26日付け船啓第285号で行った行政文書不開示決定に 対する異議申立て
- (5) 平成27年11月26日付け船芝第277号で行った行政文書不開示決定に対する異議申立て

- (6) 平成27年11月26日付け船二第330号で行った行政文書不開示決定に対する異議申立て
- (7) 平成27年11月26日付け船古第269号で行った行政文書不開示決定に 対する異議申立て
- (8) 平成27年11月26日付け船法第340号で行った行政文書不開示決定に対する異議申立て
- (9) 平成27年11月26日付け船豊第276号で行った行政文書不開示決定に対する異議申立て
- (10) 平成27年11月26日付け船北第261号で行った行政文書不開示決定に 対する異議申立て
- (11) 平成27年11月27日付け鎌ヶ谷第208号で行った行政文書不開示決定に 対する異議申立て
- (12) 平成27年11月27日付け鎌西第200号で行った行政文書不開示決定に対する異議申立て
- (13) 平成27年11月27日付け浦安第297号で行った行政文書不開示決定に対する異議申立て
- (14) 平成27年11月27日付け浦南第339号で行った行政文書不開示決定に対する異議申立て
- 6 審理手続の併合

行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第48条において準用する同法第36条の規定により、上記5に記載の異議申立てに係る審理手続を併合した。

第3 異議申立人の主張要旨

当審査会が、14件の異議申立書を見分したところ、記載された内容は全て同一であったので以下一括して記載する。

- 1 異議申立ての趣旨 本件決定の取り消しを求める。
- 2 異議申立ての理由
- (1) 実施機関は、本件請求に対し、開示すべき対象情報である本件対象文書について、 統計法(平成19年法律第53号。以下「法」という。)第40条の規定により、

条例第8条第1号に該当するという理由で本件決定を行った。

(2) 実施機関が主張する本件対象文書は、以下に示すように、あらかじめその調査 結果を、文部科学省並びに都道府県教育委員会等が公表することを前提に調査・ 作成されている。

「本件調査実施要項」(以下「本件要項」という。)より引用。

4 集計方法

都道府県教育委員会等から提出された調査票に基づいて、文部科学省において 集計する。

- 5 結果の公表の方法
- (1) この調査結果は、9月を目途に、文部科学省が公表する。
- (2) 都道府県教育委員会等は、当該都道府県等についての調査の結果を文部 科学省の公表後に公表することができる。
- 6 その他

本調査は、法に基づく一般統計調査である。

3 意見書の要旨

(1) 実施機関が審査会に提出した理由説明書は、異議申立人が行った異議申立て (異第15001号/平成27年7月7日) に対し、実施機関が審査会に提出した 理由説明書(松南第370号/平成27年11月14日) のうち、1 異議申立てに 係る処分について及び2 本件請求及び対象文書の特定についての日付又は発番等 を除いて、すべて同内容と思料される。

よって異議申立人は、実施機関の理由説明書(教総第615号/平成28年9月8日)に対し、先に審査会に提出した意見書(異第15001号の2/2015年12月4日(金))の「経過一覧(異議申立人)」を除き、この意見書を維持するので、今回提出したこととして取扱われたい。

- (2) 次の意見を補足する。
 - ア 文部科学省はいじめ等の根絶を目標として、社会に対する問題提起並びに協力 要請のために、千葉県立松戸南高等学校(以下「松戸南高校」という。)を含め 各学校に対し全国調査を行い、その結果を発表した。
 - イ これに対し実施機関は「本件対象文書と文部科学省公表資料1、文部科学省 公表資料2、千葉県公表資料1及び千葉県公表資料2に記録されている情報は

異なっている」(理由説明書 5 異議申立ての理由について (3))と主張し、 松戸南高校の情報を不開示とした。

- ウ いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第23条によれば、いじめ が発生した場合、学校は所与の情報を設置者教育委員会に報告するとともに、 関係保護者との間においても同様の情報を共有することが定められている。
- エ 文部科学省の本件調査の目的及び趣旨、いじめ防止対策推進法の規定等を総合 的に勘案すれば、実施機関が主張する不開示理由は、机上の空論と言わざるを得 ない。
- オ いじめ防止対策推進法並びに調査を行った文部科学省も、各学校の調査結果の 報告を禁止してはいないのである。文部科学省の発表によれば、千葉の「いじめ」 は特に深刻な状態であり、その解決は喫緊の課題である。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件対象文書の内容について

本件対象文書は、本件要項により文部科学省初等中等教育局児童生徒課長(以下「文部科学省児童生徒課長」という。)から各都道府県教育委員会指導事務主管部課長である千葉県教育庁教育振興部指導課長(以下「指導課長」という。)に調査の依頼があり、指導課長から各千葉県立高等学校長(以下「学校長」という。)に調査の依頼をし、この依頼を受けて学校長は指導課長に本件調査に係る調査票を提出し、指導課長は集計の上文部科学省児童生徒課長に提出したものである。したがって、指導課長及び学校長は同じ当該調査票という行政文書を保有している。

2 不開示の理由について

法第2条第5項の規定により、統計調査とは、行政機関等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいうとされている。また、同条第11項の規定により、調査票情報とは、統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)に記録されているものをいうとされている。さらに、法第40条第1項により、地方公共団体の長その他の執行機関(以下「行政機関の長等」という。)は、この法律又は当該地方公共団体の条例に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的

以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならないとされている。また、本件要項6により、本件調査は法に基づく一般統計調査とされている。法第2条第7項の規定により、一般統計調査は統計調査のうちの1つとされているものであり、本件調査は法第2条第5項に規定する統計調査である。したがって、本件対象文書は、統計調査である本件調査によって集められた情報であり、文書、図画、電磁的記録に記録されているものであることから、法第2条第1項に規定する調査票情報に該当するため、条例第8条第1号に該当し不開示とした。

3 異議申立ての理由について

異議申立人は、「あらかじめその調査結果を、文部科学省並びに都道府県教育委員会等が公表することを前提に調査・作成されている。」、「調査実施者である文部科学省が、調査結果を公表すると言い、また各都道府県教育委員会も公表することができるとしていることについて、独り公開できないと主張している。」としているが、次に掲げる(1)から(3)までの事項から、本件対象文書と平成27年9月16日付けで文部科学省初等中等教育局児童生徒課(以下「文部科学省児童生徒課」という。)が公表した本件調査について(以下「文部科学省公表資料1」という。)、同年10月27日付けで当課が公表した本件調査における「いじめ」に関する調査結果について(以下「文部科学省公表資料2」という。)、同年9月15日付けで千葉県教育庁教育振興部指導課(以下「指導課」という。)生徒指導・いじめ対策室が公表した本件調査の概要(以下「千葉県公表資料1」という。)及び同年10月26日付けで当室が公表した本件調査における「いじめ」に関する調査結果の概要(以下「千葉県公表資料2」という。)とはその内容等が異なり、この主張は採用できない。

- (1) 本件調査に係る調査票の提出を受け、取りまとめた指導課長等の機関が集計した情報を下に、本件要項により文部科学省が公表するとされていること。
- (2) 学校長から提出された当該調査票ではなく、学校長から提出された当該調査票を 集計したものを、指導課長は文部科学省児童生徒課長に提出していること。
- (3)本件対象文書、文部科学省公表資料1及び2並びに千葉県公表資料1及び2を 実施機関が見分したところ、本件対象文書には各公立高校の情報が記録されており、 文部科学省公表資料1及び2には千葉県の国公私立高等学校を集計した情報が記録 されている場合があるが、各公立高校だけの情報は記録されておらず、また、千葉

県公表資料1及び2には全日制、定時制、通信制を集計した情報及び1年生から 4年生までの各学年の男女別の内訳が記録されている場合があるが、各公立高校 だけの情報は記録されていない。したがって本件対象文書と文部科学省公表資料1、 文部科学省公表資料2、千葉県公表資料1及び千葉県公表資料2に記録されている 情報は異なっていること。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

本件対象文書は、文部科学省児童生徒課が行った本件調査に対し、船橋、鎌ケ谷 及び浦安市内の各公立高校が指導課から調査の依頼を受けて作成した本件調査の調査 票である。

実施機関は、本件調査は法が規定する一般統計調査であり、法第40条第1項の 規定から、本件対象文書が条例第8条第1号の法令秘情報に該当するとして不開示 決定を行っているため、以下本件決定の妥当性を検討する。

- 2 条例第8条第1号該当性について
- (1)条例第8条第1号は、法令及び条例の定めるところ又は実施機関が法律若しくは これに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関の指示その他これに 類する行為により、公にすることができない情報については不開示とすると定めた ものである。
- (2) 法は、第2条第5項により、行政機関等が統計の作成を目的として個人又は法人 その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査を「統計調査」と規定 し、同条第6項及び第7項により、統計調査は、「一般統計調査」と「基幹統計調査」 の2種類が定められている。

そして、法第2条第11項により、「調査票情報」とは統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録に記録されているものと規定している。

さらに、法第40条第1項により、行政機関の長等は、この法律又は当該地方 公共団体の条例に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の 目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならないと規定している。

- (3) 当審査会において確認したところ、本件調査は法に基づく一般統計調査であり、 統計調査である本件調査によって作成された情報である本件対象文書は、法第2条 第11項に規定する調査票情報に該当すると認められる。
- (4) 法第40条第1項により、調査票情報は、統計調査の目的以外の目的での行政機関の長等による利用又は提供が禁止されているが、ここでいう「統計調査の目的」とは、統計調査を実施するに当たり、あらかじめ作成が予定されている範囲の統計を作成することを意味すると解されている。

また、同条の趣旨は、調査票情報が行政機関の長等により利用又は提供されないことで被調査者と調査実施者との間の信頼関係を維持し、統計調査の真実性を確保することにあると解される。

したがって、行政機関の長等が情報公開請求に対し、調査票情報を対象文書 として開示請求者に開示することは、予定されている範囲の統計を作成する目的 以外の利用又は提供にほかならず、目的以外の利用又は提供を可能とする特別の 定めにも該当しないと判断されることから、本件対象文書の開示行為は法により 禁じられているものと解される。

(5) なお、異議申立人は、本件調査結果はあらかじめ公表することを前提に調査・作成されているため本件対象文書は公開できる旨主張するが、文部科学省及び実施機関が公表している情報は、本件調査に係る調査票を集計した結果を公表しているものであり、本件対象文書を含め、個々の公立高等学校が作成した調査票の情報とは異なるものである。

以上のことから、本件対象文書は法第40条第1項により統計調査の目的以外の目的での行政機関の長等による利用又は提供が禁止されるものであり、条例第8条第1号に該当すると認められるため、実施機関が行った本件決定は妥当である。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関の決定は妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容	
平成27年12月28日	諮問書の受理	
平成28年9月8日	実施機関の理由説明書の受理	
平成28年10月18日	異議申立人の意見書の受理	
平成29年2月22日	審議	

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職業等	備考
木村 琢麿	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
日名子 暁	弁護士	

(五十音順)